

# 1

## 高齢者虐待の定義

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「法」）では、「高齢者」とは、**65歳以上の者**と定義されています（法第2条1項）。

また、高齢者虐待は、以下のように大きく2つに分けられます。

- ① 養護者による高齢者虐待（法第2条4項）
- ② 養介護施設従事者等による高齢者虐待（法第2条5項）

### ① 養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当します。

### ② 養介護施設従事者等による高齢者虐待

養介護施設従事者等とは、老人福祉法および介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が該当します。

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	<ul style="list-style-type: none"><li>・老人福祉施設</li><li>・有料老人ホーム</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・老人居宅生活支援事業</li></ul>	「養介護施設」 又は 「養介護事業」 の業務に 従事する職員
介護保険法 による規定	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護老人福祉施設</li><li>・介護老人保健施設</li><li>・介護療養型医療施設</li><li>・地域密着型介護老人福祉施設</li><li>・地域包括支援センター</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・居宅サービス事業</li><li>・地域密着型サービス事業</li><li>・居宅介護支援事業</li><li>・介護予防サービス事業</li><li>・地域密着型介護予防サービス事業</li><li>・介護予防支援事業</li></ul>	

※ 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」については、26ページで解説しています。

## 高齢者虐待の種類

法では、虐待の種類を、「身体的虐待」、「介護、世話の放棄・放任」、「心理的虐待」、「性的虐待」、「経済的虐待」の5種類を定義しています。

種類	虐待行為
身体的虐待	<p>【法条文】 「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること」 (法第2条第4項第1号イ)</p> <p>【内容】 暴力的行為等で、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけどを負わせる。</li> <li>・ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に服用させる。等</li> </ul>
介護、世話の放棄・放任	<p>【法条文】 「高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等養護を著しく怠ること」(法第2条第4項第1号ロ)</p> <p>【内容】 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その世話を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている。</li> <li>・水分や食事が十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。</li> <li>・室内にゴミを放置する等、劣悪な住環境の中で生活させる。</li> <li>・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない。等</li> </ul>

種類	虐待行為
<p style="text-align: center;"><b>心理的虐待</b></p>	<p>【法条文】 「高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」（法第2条第4項第1号八）</p> <p>【内容】 脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗等を嘲笑する等により、高齢者に恥をかかせる。</li> <li>・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。</li> <li>・侮辱を込めて子供のように扱う。</li> <li>・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。 等</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>性的虐待</b></p>	<p>【法条文】 「高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること」（法第2条第4項第1号二）</p> <p>【内容】 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。</li> <li>・キス、性器への接触、セックスを強要する。 等</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>経済的虐待</b></p>	<p>【法条文】 「養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること」（法第2条第4項第2号）</p> <p>【内容】 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。</li> <li>・本人の自宅等を本人に無断で売却する。</li> <li>・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。 等</li> </ul>

## 「セルフネグレクト」の視点

一人暮らし等の高齢者の中には、生活に関する能力や意欲が低下し、自分で身の回りのことができない等のため、本人の人権が侵害されている事例があります。これは「セルフネグレクト（自己放任）」と呼ばれています。

セルフネグレクトの定義は、在宅で「高齢者が、通常一人の人として生活において当然行うべき行為を行わない、あるいは行う能力がないことから、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態に陥ること」（津村智恵子「セルフ・ネグレクト防止活動に求める法的根拠と制度的支援」より）とされます。

これは、認知症等の疾患から適切な判断力が欠けていたり、様々な事情で生活意欲が低下しているために自己放任のような状態になっている場合（無意図的）と、判断力や認知力が低下していないが本人の自由意思によって自己放任のような状況になっている場合（意図的）を含みます。

具体的な例は、次項の「虐待発見のチェックリスト」をご参照ください。

このセルフネグレクトは、現在のところ法的定義はありませんが、何らかの対応を図っていくことが必要となっています。支援者がこのセルフネグレクトの視点を持つことが大切です。

